慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔労働法・経済法 一○二〕消費者による公正競争規約の認定に対する不服申立
Sub Title	
Author	金子, 晃(Kaneko, Akira) 社会法研究会(Shakaiho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1974
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.47, No.11 (1974. 11) ,p.76- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19741115-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

権がなおその者にあるという説明には、賛同を表し難い。それぞれ問題に応じて利益較量は区別されなければならない。プレそれぞれ問題に応じて利益較量は区別されなければならない。プレぞ人を保護することは賛成だが、しかし、法定の資格条件を充たす受人を保護することは賛成だが、しかし、法定の資格条件を充たすで人を保護することは賛成だが、しかし、法定の資格条件を充たすであるが、新株引受権の帰属主体の問題は社団法上の問題である。

受権の帰属することを認めている。しかし、実質株主たる譲受人を受権の帰属についてはこれと異なるものとして、失念株主に新株引本件判旨は、商法二八〇条ノ四を会社免責規定と解釈し、新株引

まれることになるのではないであろうか。 新株引受権者として認めていながら、譲受人の譲渡人に対する返還 新株引受権者として認めていながら、譲受人の譲渡人に対する返還 新株引受権を認めたところで無意味ではないか。結局判 に譲受人に新株引受権を認めたところで無意味ではないか。結局判 に譲受人に新株引受権を認めたところで無意味ではないか。結局判 に譲受人に新株引受権を認めたところで無意味ではないか。結局判 に譲受人に新株引受権を認めていながら、譲受人の譲渡人に対する返還 ののにないてあるのではないであろうか。

黄 清渓

「労働法・経済法 一〇二」 消費者による公正競争規約の

認定に対する不服申立

(判例時報七四六号六頁) 東京高等裁判所昭和四 東京高等裁判所昭和四

事実

催し、四六年三月二日原案の一部を修正のうえ果汁規約を認定し、年七月二二日、公正取引委員会は、果汁規約案について公聴会を開六月二五日、業界より公正取引委員会に認定の申請がなされた。同定の準備が、昭和四二年一一月頃から業界で始められ、昭和四五年年八飲料の表示に関する公正競争規約(以下果汁規約という)の設

三月五日告示した。

引委員会に対して、不服申立てをおこなつた。違法であるとして、景品表示法第一○条第六項に基づいて、公正取第一○条第二項第一号ないし第三号の要件に該当せず、本件認定はこれに対し、主婦連合会およびその代表者会長。は、景品表示法

公正取引委員会は、「不服申立人ら自身の具体 的、 個別的な権利

りにおいては、不服申立ての資格は認められない」として申立てをち、景品表示法に民衆訴訟制度の定めのない以上、かかる主張の限対し、不服申立ての資格を付与したものとは解すべきではない。ま争規約の要件を定めたものであつて、それがただちに一般消費者に益を不当に害するおそれがない』ことを規定しているのは、公正競益を不当に害するおそれがない』ことを規定しているのは、公正競がつ、大阪の利益が必然的に侵害されるというものではなく、ないしは法律上の利益が必然的に侵害されるというものではなく、

会の審決を全面的に認める判決を下した。京高裁に審決取消請求訴訟を提起した。東京高裁は、公正取引委員主婦連合会と。は、この審決を不服として、同年四月一二日、東

却下する審決を下した。

て、当該申立てを却下し、又は当該処分を取り消し、若しくは変更の場合において、公正取引委員会は、審判手続を経て、審決をもつに、公正取引委員会に対し、不服の申立てをすることができる。こ

[判旨]

しなければならない。」と規定している。

一 景表法一○条二項二号にいう一般消費者の利益とは、国民の消費者としての面に着目して消費者である限り何人でももつ利益をいうものであり、消費者たる各人が他の消費者と全く同様に共通してうものであり、消費者たる各人が他の消費者と全く同様に共通してが特別に有する利益というに帰する。なる程、果汁等飲料の消費者と区別里民一般の利益というに帰する。なる程、果汁等飲料の消費者と区別果汁等を飲用するというに帰する。なる程、果汁等飲料の消費者と区別まれた特定の範囲の者であるということはできようが、しかし、右された特定の範囲の者であるということはできようが、しかし、右された特定の範囲の者を他から区別された特定の権利者とすることには然にはこれらの者を他から区別された特定の権利者とすることにはならず、所詮広狭の差にすぎない。

び不当な表示を定型化してこれを防止し、それによつて公正な競争法の一つであるいわゆる顧客の不当誘引のうち不当景品類の提供及れるものとの建前に立つものであり、景表法はこの不公正な取引方目的を達成することによつて一般消費者の利益はおのずから確保さつ自由な競争を促進することを直接の目的とするものであり、この二 景表法は独占禁止法の特別法であるが、独占禁止法は、公正か二 景表法は独占禁止法の特別法であるが、独占禁止法は、公正か

消費者の保護は右の直接の目的をとおして得られる間接の目的たる 点において、両者の建前は固より同一である。従つてここでは一般 て一般消費者の利益は当然保護されるものとするのであつて、その を確保することを直接の目的とし、その目的を達成することによつ

の有する権利、利益が害される場合において、その者に不服申立に 業者が、それがなければ本来自由なるべき事業活動を規制され、そ 定の事項の禁止ないし排除に向けられるのであり、それによつて事 のとしているのであつて、その権限の行使は直接事業者に対する所 によつて付託されたところに基づき正当にその権限を行使すべきも この目的の達成のためには、先ずもつて公正取引委員会が、その法 地位に止まるものであることは否定しえないところである。そして

よる救済を保障しているというのが、その基本的構造である。公正

動を制約するとともに、他面において認定された規約の限度におい しく正義に反すると非難することはできない。たしかに原告ら主張 である。その意味で一般消費者に不服申立を認めないとしても、 はなく、すでに有する利益を害されるものとすることはできないの るべき利益を得られないというだけで、その本来有した地位に消長 たとしても、一般消費者としては、正当な認定がなされれば得られ 有することは所論のとおりであるが、右認定が正当になされなかつ ては不公正な取引方法たる顧客の不当誘引にならないとする効果を 取引委員会の公正競争規約の認定は、一面において事業者の事業活

> いつて、 の規定を要する。 申立を認めることはできないのであり、これを認めるためには明文 前記のような制度の本質を超えて直ちに一般消費者に不服

つて、結局一の反射的利益にすぎないと解せざるを得ない。 らされる公正な競争を通して期待される消費者の事実上の利益であ 人的利益とはいえないものであり、いわば保護されるべき地位にお に通ずる権利ないし利益であつて、他から区別されるべき特定の個 原告oの主張する権利ないし利益なるものは、すべての消費者一般 し利益は具体的にしてかつ個人的なものであることを必要とする。 たとして行政処分に対し不服申立のできるためには、 いて有する事実上の利益という程のことに帰し、認定によつてもた 不服申立人がその権利ないし法律上保護された利益を侵害され 右の権利な

ないから、この主張は理由がない。また、右の主張が具体的な個人 個人的権利の侵害を前提とするものであれば、その侵害されるおそ き不服申立資格を認めるべきであるとの主張は、同原告が具体的な るが、これを認めるべき根拠規定は存在しない。 対し本件認定に対し民衆争訟を認めるべきであるという主張に帰す を認められるべきであるという趣旨であるとすれば、結局同原告に 的権利ないし利益の侵害の有無にかかわらず同原告が不服申立資格 れのある権利ないし利益は具体的でかつ個人的なものであるといえ 原告主婦連合会の目的ないし活動からみて本件認定を争うにつ

〔評釈〕 判旨反対

望ましいといいうるかも知れない。しかし、その必要があるからと

のような必要からすれば一般消費者に不服申立の資格を認めるのが

の、および公正かつ自由な競争と消費者の利益と地位を中心に評釈的、および公正かつ自由な競争と消費者の利益と地位を中心に評釈的、および公正が自由な競争と消費者の大きに本件に関する諸問題について基本的な問題を提起しているが、本判決益および地位も正しく理解されていないということと、不服申立制益および地位も正しく理解されていないということと、不服申立制度がきわめて保守的に理解されていないということと、不服申立制益および地位も正しく理解されているということである。評者は既度がきわめて保守的に理解されていないということである。評者は既度がきわめて保守的に理解されていないということである。評者は既に本件に関する諸問題について基本的な考えを他の場所で述べたことがあるのでここでは紙幅の関係もあり、独禁法および景景会の人に対しているということである。評者は既に本件に関する。

な競争を通して期待される消費者の事実上の利益であつて、結局一実上の利益という程のことに帰し、認定によつてもたらされる公正をおして得られる間接の目的たる地位に止まるものである」と述べている。この考え方は、最終的には、「商品を正しく 特定 させるをとおして得られる間接の目的たる地位に止まるものである」と述べている。この考え方は、最終的には、「商品を正しく 特定 させるをとおして得られる間接の目的たる地位に止まるものである」と述べている。この考え方は、最終的には、「商品を正しく 特定 させるをとおして得られる間接の目的たる地位に止まるものとの建前に立て容易に理解することに帰し、認定によつてもたらされる公正をという。この目的を達成することに表汁を選択するとに帰し、認定によつてもたらされる公正をという。

の反射的利益にすぎない」と理解することになる。

そもそも、独占禁止法の目的を、「直接」、「間接」という言葉で把えること自体がきわめて危険、否、むしろ誤りである。「公正かつ自由な競争」と「一般消費者の利益」は、独占禁止法および景表法においては、手段的目的と究極的目的の関係にあるのである。すなわち独古禁止法は、「公正かつ自由な競争」を、「一般消費者の利益」を強力を最も適切な手段として採用したのである。「公正かつ自由な競争」の維持それ自体が目的なのではない。だからこそ、「公正かつ自由な競争」の維持それ自体が目的なのではない。だからこそ、「公正かつ自由な競争」の維持それ自体が目的なのではない。だからこそ、「公正かつ自由な競争」の維持によつては、望ましい経済的成果が達成されない場合には、国は他の政策手段を採用しているのである(いわゆる規制産業(regulated industries)を考えよ)。もし「公正かつ自由な競争」それ自体が法の究極的な目的であるならば、例外は許されないはずである。この点で、判決の立場は、まさに逆立しているといわざるを得ない。

関係を正しく理解しない結果である。 関係を正しく理解しない結果である。 との点も、「公正かつ自由な競争」と消費者の利益および地位との争訟制度によつて保護されるべき利益ではない」と述べているが、争訟制度によつて保護されるべき利益ではない」と述べているが、発払人等特定の権利主体の権利・利益を個別に保護するためにある業私人等特定の利益は本法に、「個人的利益ではなく、一般的利益であつて、この利益は本法に、「個人的利益ではなく、一般的利益であって得られる消費者の利

しい成果の達成→一般消費者の利益の確保という図式が成り立つ。すでに述べたように、公正かつ自由な競争の維持→経済的に望ま

ない。むしろ競争を支える積極的立場にある。よつて反射的利益を受けるという消極的立場におかれているのでもよつて反射的利益を受けるという消極的立場におかれているのでも成り立つのではない。また個々の消費者は、公正かつ自由な競争にこの図式は、個々の消費者およびその具体的利益と決して無関係に

である。 である。このように商品についての正確かつ完全な知識に基づいて成されるのである。消費者主権が市場経済の根幹といわれるゆえんがいて自己の望む商品を自由に選択する自由が存在してはじめて達ることなく、商品についての正確かつ完全な知識を持ち、それに基づいて自己の望む商品を自由に選択する自由が存在してはじめて達ることなく、商品についての正確かつ完全な知識を持ち、それに基階におかれている個々の消費者が、不当な景品類や表示に惑わされな競争が確保される。

した価格をも含めて)で購入する具体的利益を、 個々の消費者に与えそれに応しい条件(当該商品の品質ならびに企業の効率および能率を反映を通じて、 個々の消費者が、自己の望む商品(品質をも含めて)を、者の利益を保護するだけではなく、公正かつ自由な募争は、単に一般消費このようにして確保された公正かつ自由な競争は、単に一般消費

の経済的効率に基づく競争の停止による具体的不利益を受けるのでないという不利益)を受けるだけではなく、商品の品質および事業者買わされるという具体的不利益(誤認により正しい商品選択が行ない得が阻害された場合には、個々の消費者は、本来望んでいない商品を要するに、不当な景品または表示が行われ、公正かつ自由な競争

ない。

され得るのである。 具体的には、誤認がなければ、競争原理が作用しより安い価格(条件)で購入することができる。 特に後者の不利益は、 自己の注意だけでは排除することはできず、他の多数の消費者が、不当な注意だけでは排除することができる。 特に後者の不利益は、 自己のある。具体的には、誤認がなければ、競争原理が作用しより安い価

護している利益ないしは法的保護に値する利益といわなければならびこれを実現するための正しい商品知識を与えられる利益は法が保商品をそれに応しい条件で購入する個々の消費者の具体的利益およ争により得られる個々の消費者の具体的利益、すなわち自己の望むさて以上に検討したところから明かなように、公正かつ自由な競

政を確保するための制度であると理解されている。そして不服申立(6) Ξ する権利・利益であれば十分である。このことは不服申立制度の目 多くの人々と共通に有するものであるか否かを考慮すべ きで はな は、不服申立制度によつて保護するに値する権利・利益を不服申立 狭められ、本来の目的を失うし、逆に個人の権利・利益を一般的 ての正しい行政の確保という点に不服申立制度の特徴がある。厳格 保だけを目的にしたものではない。個人の権利・利益の保護を通じ 単なる個人の権利・利益の保護でもなければ、また正しい行政の確 をなし得るものは、違法または不当な行政処分によつて、権利また 該個人の権利・利益の保護を図ると同時に、それを通じて正しい行 は不当な行政処分によつて国民が権利・利益を侵害された場合、当 的が正しい行政の確保であることからも当然である。 が社会生活上の重要な権利・利益であつて、個々人に保護するに値 抽象的な場合にまで広げれば、乱訴の弊害が生ずるであろう。問題 にかつ制限的に個人の権利・利益を把えれば、正しい行政の確保が は法的利益を侵害されたものである。このように不服申立制度は、 い。たとえ他の多くの人々に共通する権利・利益であつても、それ 人が有しているか否かであろう。この場合、その権利・利益が他の 一般に行政庁の処分に対する不服申立制度の目的は、違法また

- 1 (2) 今村成和「消費者の権利と不服申立資格」ジュリスト五七〇号九二 頁参照 拙稿「ジュース審決について」公正取引二七四号二頁以下
- (φ) Kaysen & Turner, Antitrust Policy, 1950, P. 45
- 拙稿・前掲論文五頁以下参照
- 5 4 鈴木深雪「内田MFC研究所事件」公正取引二五九号三五頁
- 6 南博方「行政不服審査の種類および審査庁」行政法講座三巻行政牧
- (7) この点は「消費者被害と不服申立」法律のひろば一九七四年一二月

号で論じたので、参照されたい。

全子

人には、

このように考えてくれば、判例とは逆に、本件において不服申立

不服申立制度によつて保護されるべき利益を有していると

いう結論に導かれる